

【公表】

機関（連携先機関）名	北海道大学
拠点のプログラム名称	多元分散型統御を目指す新世代法政策学
中核となる専攻等名	法学研究科法律実務専攻
事業推進担当者	（拠点リーダー） 田村善之・教授 外19名
<p>〔拠点形成の目的〕</p> <p>1. 多元分散型統御を目指す新世代法政策学 伝統的な法学は、静態的課題に関する二当事者の権利義務関係を私法で規律し、公衆に関わる課題を公法で規律するという二元的な枠組みをとる。しかし、科学技術の進展とグローバル化により社会の相互依存性が高まる中、二当事者間の規律が多様かつ多層的に他者に影響する場面が拡大し（外部性社会）、規律対象となる技術、経済、環境等の不断の変化により、総合的な把握が困難となっている（対象の不定形性・動態性）。たとえば、インターネット等における権利者とユーザーの対立、エイズ医薬品等に関する先進国と途上国の対立、景観、原発、温暖化等に関する都市観、産業政策と環境政策に関する対立は、国における公私の対立という二元的思考を許さないほど、多層かつ多元的な課題である。いずれも、静態的効率性と動態的効率性のトレードオフ、望ましい競争状態とどの程度の乖離があると法が介入するのかというベースライン問題、科学的知見の取入れ等、動態的な把握を必要とする。</p> <p>これらの課題を、a)基本権間の衡量問題として解決する手法は、外部性社会において必然的に利害が錯綜する場合の調整に課題を残す。b)法と経済学は効率性や厚生という基準でこの問題に臨むが、そもそも多元的な価値の反映には限界があることに加え、ベースラインを完全競争市場に置き、現状をそこに近づけることを法の任務とする古典的議論は非現実的に過ぎる。この点、ゲーム理論の応用や個人の現実の行動を測定する行動経済学等が注目されるが、その知見を法政策に応用する手法は発展途上である。</p> <p>以上のa)、b)は、大陸法系の伝統的法学、米国法系の法と経済学という、国際的な法学方法論の分布に対応するが、本拠点の新世代法政策学は、これらを架橋しながらも、新たな第三の軸を提示するものである。すなわち、外部性社会にあつては、情報を不断に収集し多数の利害を調整する必要があるが、その指針となりうる効率性や厚生等の測定は容易ではなく、権利や自律その他の多様な価値を保障し調整する必要もある。しかも、権利を設定したり規律をなす試み自体が市場の前提を形成し、また、政策判断の過程で科学や経済状況の知見を得ることが規律対象の評価に影響するために、規律の過程と対象との間には再帰的な関係が存在する。ゆえに、法政策の内容の妥当性のみならず、政策形成過程を統御するプロセス正統化を組み合わせる必要がある。これは、「正解」がみえない時代の漸進的な法政策過程を規律する学問として法学を再構成する作業である。この課題を実現するため、本拠点では、技術的な判断力、民主的な契機、自由を擁護する契機など諸要素に着目しつつ、市場、立法、行政、司法、その他の社会組織間のガバナンス構造を探索する。</p> <p>このように、外部性社会における動態的課題に対処するために、帰結主義ばかりでなく、手続的な正義を包摂した方法論を提供する学問が「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」である。</p> <p>2. 新しい教育プログラムの開発 これまでの法学教育は、伝統的な法学に基づき、法技術的に区切られた六法・行政法と、知財・経済・環境などの対象によって区切られた諸法とを別々に教えてきた。本拠点では、新世代法政策学を踏まえて、両者を相互補完的に俯瞰しつつ、各種方法論も包括的に把握する教育プログラムを開発する。これにより、広い視野から大型の研究を行う研究者を養成すると同時に、現代的な課題に対処する高度職業専門人も育成する。さらに、社会的外部性の動態的な統御は国際的な課題であり、本拠点の留学生教育は次世代の人的法制度整備支援として大きな意義を有する。</p> <p>〔拠点形成計画及び達成状況の概要〕</p> <p>事業推進担当者を中心に小人数で形成される新世代法政策学WGにおける理論構築を軸としつつ、総論を扱うGCOE全体研究会、各論を扱う知的財産法研究会、経済法研究会、消費者法研究会、環境法政策研究会と、既存の民事法研究会、公法研究会等を有機的に活用して共同研究を推進した。研究の遂行に際しては、WGの活動における総論成果を本拠点が発行する学術雑誌『新世代法政策学研究』に「リレー連載」として発表し、事業計画中の理論の進行状況の可視化に努めた。また、特に外部性という研究キーワードで括れる知財、競争、環境を重点的な各論領域に選定し、さらに、知財の分野で21世紀COEプログラムを継承した情報法政策学研究センターを設立し、国際的な活動を展開した。これらの活動の結果、『新世代法政策学研究』(全20冊、総論文数293本、総頁数7,810頁)、『知的財産法政策学研究』(全22冊、総論文数214本、総頁数7,668頁)という2機関誌と『GCOE研究叢書』(全2冊)における膨大な成果を実現することができた。</p> <p>教育においては、上記研究会における報告と機関誌への論文掲載を軸とした双方向的連環型教育プログラムを実施したほか、本拠点の理論を伝え、大きな視野を持った研究者の養成につなげるための小人数のオムニバス講義を実施し、着実な成果を上げた。</p>	

6-1. 国際的に卓越した拠点形成としての成果

国際的に卓越した教育研究拠点の形成という観点に照らしてアピールできる成果について具体的かつ明確、簡潔に記入してください。

[muddling throughとしての新世代法政策学] 法学、政治学、経済学の垣根を取り払い、インタラクティブな新世代法政策学という学問領域を構築することを企図した本拠点の目標は、目的手段思考様式を主とする経済学的な正当化に対して、現実の複雑な社会を規律する制度を設計するには限界がある反面、それを政治的決断で処理する政策形成過程には少数派バイアスに代表されるような歪みがあることを踏まえ(**政治経済学=公共経済学**の示唆)、それをいかに解決すべきかという難問に取り組もうというものであった。

それに対し、本拠点は、第一に、隣接科学、特に経済学との対比における法学固有の方法論は、法概念というメタファに依拠した包摂モデルを用いつつ、目的手段思考様式をも究極的には平等原理に還元しながら、漸進的な試行錯誤を行うところにあるという構想に到達した。これを具体的にいえば、本来、社会に生起する事象は千差万別であって同じものはないにもかかわらず、法は、法概念というメタファを用いて、本来は等しくないものを等しいかのごとく扱う包摂モデルを用いて正当化を行うところに法学の特徴がある(ex. 伝統的に特許の対象となる「発明」と理解されていた技術と、遺伝子関連発明、コンピュータ・プログラム関連発明等の新しいイノベーションはそれぞれ異なるにもかかわらず、同じ「発明」という法概念で括ることで、従前から前者に与えられていた特許権という法的保護を、後者にも与えることを可能とする)。このような手法により、経済学の目的手段思考様式では完全に解明できないところについても、究極的には「等しきものは等しく扱う」という平等概念に基づいて、漸進的な試行錯誤を可能とする点が法学固有の方法論であると理解するのである。しかし、こうした抽象的な正当化原理をいかにして具体の成果に結びつけるのか、とりわけ政策形成過程のバイアス問題にいかに向き合うのかということに関しては依然として課題が残る。

そこで、本拠点は、第二に、社会心理学、認知言語学の知見を活用して、次のような構想を得るに至った。まず、**行動経済学**や**社会心理学**は、人は決して自己の利益ばかりを追求するのではなく、利他的な行動や互恵的な行動をなすことを教えてくれる。政策形成過程の場でも、力関係をバックにしてあからさまに自己の利益を追求する議論が行われることは稀であり、よりpoliteな理屈で背後の利害関係をオブラートに包んだ価値で交渉が展開される。だからこそ、法概念という包摂モデルに依拠して平等原理に根ざしながら議論を重ねていくmuddling throughによる政策バイアスの抑制に期待が寄せられることになるのである。しかし、他方で、**認知言語学**は、人が現実の世界を観察し解釈する際に、言語あるいはメタファに規定されていること、そしてメタファの構築自体操作可能であることを教えてくれるから、muddling throughを統御する法概念としていかなるメタファを選択するのかということが重要となる。そこで、本拠点は、複数のメタファの候補がある場合、政策形成過程に影響を及ぼすことが困難な立場の者に有利な認知バイアスを与えるメタファを選択し、そこを議論のベースラインに据えることで、いわば認知バイアスでもって政策バイアスを中和しながら(**政策バイアスvs.認知バイアス**)、muddling throughに対する政策形成過程のバイアスの影響を払拭していくことを提唱した(**muddling throughとしての新世代法政策学**)(ex. 特許権を「特許発明」というモノに対する「権利」とみるのではなく、他人の利用に対する「行為規制」とみるメタファを採用することで、かかる行為規制を正当化するに足りる便益がもたらされない限り、規制を否定するなど)。

このような方法論は、本拠点の旺盛な学際的な研究を有機的に統合した所産そのものである。行動経済学や社会心理学を法学に接合する見解はかなり前から存在し、最近では認知言語学を法学に取り入れる試みも次第に散見されるようになってきている。しかし、本拠点が到達したように、これらの知見を活用して、政策形成過程のバイアスの問題を解消する法概念の選択を方法論として提示するものは、管見の限り、国際的にみても独創的な研究ではないかと自負している。そして、ここで詳述するをえないが、こうした方法論の下、知財、競争、環境等の各論においても、2つの機関誌を中心に多数の具体的な成果に結びつけた。

[膨大な成果の発進] こうした本拠点の成果は、『新世代法政策学研究』(20冊、論文総数293本、計7,810頁)、『知的財産法政策学研究』(22冊、論文総数214本、計7,668頁)、『グローバルCOE研究叢書』(2冊、計960頁)という総計で44冊、論文数500本以上、総頁数16,000頁を超える成果に結実した(<http://www.juris.hokudai.ac.jp/gcoe/>)。

[研究活動と連環させた教育プログラムの展開] 事業推進担当者によるオムニバス講義や、特任准教授による特別の教育科目により本拠点の研究を教育に還元するとともに、多数の研究会、国際シンポジウムへの参加を励行した(博士課程の必須科目として研究会聴講科目を導入)。また、短期間のものを含めて、内外の若手研究者を短期間、招聘し、若手研究者のコミュニティを醸成する**先導的研究者交流プログラム**を展開した。そのうえで、本拠点の特任の若手研究者や大学院生に積極的に研究会等で発表させ、指導教員、研究アドバイザーによる複数指導体制の下、上記2大機関誌への成果を掲載させる**双方向的連環型教育プログラム**を実施し、複眼知を備えた研究者を養成した。

「グローバルCOEプログラム」（平成20年度採択拠点）事後評価結果

機関名	北海道大学	拠点番号	I01
申請分野	社会科学		
拠点プログラム名称	多元分散型統御を目指す新世代法政策学		
中核となる専攻等名	法学研究科法律実務専攻		
事業推進担当者	(拠点リーダー名)田村 善之		外 19 名

◇グローバルCOEプログラム委員会における評価（公表用）

（総括評価）

設定された目的は概ね達成された。

（コメント）

大学の将来構想と組織的な支援については、大学が掲げる基本理念のもと、各分野の拠点プログラムを俯瞰して大型の競争的資金によるプロジェクト研究のバックアップなどを行うための組織（創成研究機構）が整備され、情報法政策学研究センターをその一構成機構にするとともに、事業推進担当者1名分を大学の空きポストを利用して都合するなど、学長を中心とする重点的取組が機能した。

拠点形成全体について、独自のコンセプトによって組織される本拠点の取組は、抽象的ではあるが国際的に見てもユニークで、活発な研究会や中国、韓国、台湾との研究交流の確立など成果があったが、客員教員以外には事業推進担当者に外国人がいない点など、継続的な国際展開の上ではさらなる努力が期待される。

人材育成面については、一定数の他大学出身者を受け入れており、研究会報告の奨励と機関誌への論文掲載を軸とした双方向連環型教育プログラムを実施することで若手研究者の論説が増大し、相当数の者が他大学のポストを得るに至っている。一方で、博士課程の入学者数および修了者数が減少傾向にあり、国際的に活躍できる人材の育成もまだ途上にある。

研究活動面については、2つの機関誌の継続的発行を中心に多様な領域の水準の高い業績があり、国際会議開催なども活発であった。もっとも、法政策学という必ずしも確立していない分野での拠点形成は容易ではなく、例えば法政策のプラスとマイナスの効果についての経験的なデータによる評価法の提案などの面が弱く、抽象的な理論の展開に流れる傾向も残っている。

今後の展望については、本プログラム参加者が個々に科研費などかなり潤沢な外部資金を得ていることもあって、補助期間中に見られた活発な拠点形成活動の実質的な継続が期待される。ただし、中心となるテーマがユニークではあるが抽象的で、結論的に出されている「muddling throughとしての法政策学」の概念も、まだ生煮え的である。一過性の盛り上がりを超えて、本拠点が今後も国際的な教育研究拠点として継続していけるような制度的に定着した成果となるかについては、未確定の部分が多い。